公務災害等補償事務取扱要綱

昭和61年7月15日山口警務第817号

1 制定の趣旨

警察職員の公務災害等に関する事務は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)及び地方公務員災害補償基金業務規程(昭和42年地基規程第1号)に基づき行つているところであるが、認定請求等に関する事務処理の合理化を図り、適正かつ迅速な事務処理ができるようにするものである。

- 2 運用上の留意事項
 - (1) 認定請求等の手続について 正確、迅速な事務処理を心がけ、速やかに手続を行うこと。
 - (2) 療養について

負傷又は疾病が治ゆするまで適切な療養指導を行い、長期にわたり医療機関の診療を受けないとか、みだりに転医することのないように指導すること。

(3) 「治ゆ」について

「治ゆ」とは、負傷又は疾病が完全に治つたときのほか、症状が固定し、 もはや医療効果が期待できなくなつたとき(症状固定治ゆ)をいうもので あること。

別添

公務災害等補償事務取扱要綱

(趣旨)

- 第1 この要綱は、山口県警察職員(以下「職員」という。)の公務災害又は 通勤災害(以下「公務災害等」という。)に対する認定請求、療養補償請求 等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。 (準拠)
- 第2 職員の公務災害等に関する事務の取扱いについては、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「法」という。)、地方公務員災害補償法施行令(昭和42年政令第274号)、地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)及び地方公務員災害補償基金業務規程(昭和42年地基規程第1号)等によるほか、この要綱の定めるところによる。(手続の要領等)
- 第3 公務災害等の認定請求その他の手続に関する要領及び留意事項は別表のとおりとする。

(療養補償の請求)

第4 療養補償請求書は、速やかに提出するものとし、療養が長期にわたると

きは、1箇月ごとに提出するものとする。

2 移送費を請求する場合は、「移送費証明書」を、個室又は上級室を使用した場合は、「室料差額証明書」を、看護師又は付添人を付けた場合は、「付添看護証明書」を添付しなければならない。

(転医の報告)

第5 公務災害等の認定を受けた職員が、必要があつて転医しようとするときは、事前に警務課に電話報告し、承認を受けたのち転医理由を記載した書面により届け出なければならない。

(治ゆ届の提出)

- 第6 傷病が治ゆ(症状が固定し、医療効果が期待できない状態も含む。)した場合、速やかに治ゆ届(別記様式第1号)により届け出なければならない。 (公務災害等記録簿の作成)
- 第7 所属長は、職員に係る公務災害等記録簿(別記様式第2号)を作成し、 事案の概要、療養補償の状況等を記録のうえ保管しなければならない。
- 2 所属長は、職員が人事異動に伴い、他所属へ配置換えになつた場合は、職員の身分関係書類とともに公務災害等記録簿を異動後の所属に送付するものとする。

別表

1 手続の要領

態様	要領	留置事項
公務(通勤) 災害であるか 否か疑義のあ る事案	災害発生状況を所属 長を経て警務課に電 話報告し、指示を受 ける。	済組合員証を使用しないこと。
明らかに公務(通勤)災害と認められる事案	基金様式第1号の「公務災害認様式第2号の「通知を基金様式事」を記述を記述を表記を記述を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	け、速やかに認定請求手続を 行うこと。 医療機関に対して、公務(通 勤)災害である旨申し述べ、 診療を受けること。 公務(通勤)災害認定通知が

「療養の給付請求書」を医療機関に提出すること。

備考 「基金様式」とは、地方公務員災害補償基金が補償の請求書等の 様式に関する規程(昭和46年地基規程第3号)に定める様式をいう。

2 認定請求書の記載方法

記入欄	記	λ	方	法	等
あ て 先 請 求 年 月 日 1 被災職員に関す	地方公務員 認定請求書				
る事項					
所属 団体名	被災害が被	災当時所	属してい	た地方公	共団体名
所属部局・課・係名	所属してい	る部局課	係名・所	課係名・	警察署名等
共済組合員証・健	記号番号を	記入する	。基金の	補償の対	象となる職
康保険組合員証記	員の資格(法第2条) と共済	組合員資	格とは原則
号番号	として一致	ける。			
氏 名	年齢は、災	害発生日	の満年齢	を記入す	る。
職名	職員が災害	を受けた	当時の職	名	
常勤	たとえば、	巡査、事	務吏員等	と記入す	る。
常勤的非常勤	常勤、常勤	的非常勤	の区分は	次により	該当する
	に記述レ印	を付する	•		
	常勤				
	常時勤務	に服する	ことを要	する地方	公務員(正
	規職員をい	う。)			
	常勤的非常	勤職員			
	常勤職員	と同様の	勤務形態	で22日以	上勤務した
	月が引続き	12月をこ	えるに至	≧つた者で	で、以後同様
	の勤務を要	すること	とされて	いる者(いわゆる臨
災害発生の日時	時職員をい	う。)			
	負傷した日] (負傷の	原因とな	つた事故	の発生した
	日時)疾病	の場合は	医師の診	断によつ	て疾病の発
	生が確定し	た日時、	時間につ	いて疾病	等で不明の
	場合は不明	と記入す	る。		
災害発生の場所	負傷した場	所(負傷	の原因と	なつた事	故の発生し
	た場所)				
	疾病等で不	明の場合	は不明と	記入する	•
傷病名	診断書に記	載された	傷病名		

の程度

傷病の部位及びそ|診断書に記載された部位及びその程度

2 災害発生の状況

3 所属部局の長の証 明

できるだけ具体的に詳しく記入する。

1及び2に記載されたことについて、1中の所属 部局の長(本部の課長、警察署長等)が、事実を 調査し証明する。

印は、所属部局の長の公印とする。

添付する書類名の前の にレ印を付する。

その他の欄は、その他添付する資料名を記入す る。

4 添付する資料名

3 公務災害添付資料

ţ	共 通 資 料	態様	追 加 資 料
	1 診 断 書 2 被災職員の 勤務等に関す	, ,	当該時間に勤務を命じられてい ることがわかる書類 (例)時間外(休日)勤務命令簿
	る資料		写、勤務割表写
	3 見 取 図	研修中	研修(訓練)計画書写
		(地公法第39	時間割表写
		条)	
	5 現認書・事 実証明書	健康診断受診中(地公法第4	健康診断実施計画書写
	(第3者加害行	2条)	
	為の場合)	4 11 1- 11	
	1 第3者加害 報告書 2 交通事故証	合理的行為中 準備・後始末 行為中	所属部局の長の各行為に関する 事情説明書
	明書	出張(赴任)	出張(赴任)命令簿写
	3 事故発生状	中	出張(赴任)行動予定表及び経 路図
	4 念 書		共通資料で確認できなければ省
4	3、4につい		略 中中四本体四条组会 - 年早初日
負	ては、補償先		自家用車使用の場合 所属部局
	行する場合に 添付		の長の事情説明書又は関係規定 等の写

通 勤 途 上 (公 務)	通勤届写(通勤届と異事情記と異事情記と異事情記と異事情記と異なる語話の場合を表現の場合を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を
レクリエーション参加中	年間とは、
設備の不完全 管理上の不注 意	設備の不完全又は管理上の不注 意に関する所属部局の長の事情 説明書
職務遂行に伴	被災職員及び所属部局の長の事

傷

負傷の場合と同じ		う怨恨	情説明書
る医師の意見書本人の疾病に対する素因の有無 被災職員の具体的な作業内容、作業運気、作業で、有業 であることの医師の意見書、発病までの健康状態及び病状経過等を変災職員の疾病に対する素因の有無を査結果 医痛関係間書 外力関する とのと書るを担いる。 とのと書るをといると言うを表して、 「大学ので、 」、 「大学ので、 「大学ので、 」、 「大学ので、 「大学ので、 」、 「大学ので、 「大学ので、 「大学ので、 」、 「大学ので、 「大学ので、 「大学ので、 」、 「大学ので、 「大学ので、 」、 「大学ので、 「大学ので、 「大学ので、 「大学ので、 「大学ので、 「大学ので、 「大学ので、 」、 「大学ので、 「大学の、 「大学ので、 「大学ので、 「大学の、 「大学の、 「大学ので、 「大学の、			
本人の疾病に対する素因の有無被災職員の具体的な作業内容、作業量、作業道境、作業従事期間等職業病であることの医師の意見書、光病までの健康状態及び病状経過等機質の疾病に対する素因の有無各種検査結果を受職という。			負傷・疾病との因果関係に関す
職業病 被災職員の具体的な作業内容、作業量、作業環境、作業従事期間等職業病であることの医師の意見書務病までの健康状態及び病状経過等被災職員の疾病に対する素因の有無積査結果 原類係調書外力のも無 医痛関係に関するを見まるを 原動の 原稿に対する素因の有無 を			る医師の意見書
作業量、作業環境、作業従事期間等職業病であることの医師の意見書発病までの健康状態及び病状経過等被災職員の疾病に対する素因の有無各種検査結果 腰痛関係調書外力する素因の有無を別して、関係に関する素因の有無を受して、関係に関する素因の有無を受して、関係を関係を対して、関係に関する素」のの表別を対して、関係に関する素」のの表別を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、関係を対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、			本人の疾病に対する素因の有無
間等 職業病であることの医師の意見書 発病までの健康状態及び病状経過等 被災職員の疾病に対する素因の有無 各種検査結果 腰痛関係調書 外力の管理 の因果関係に関する最高に対する素因の有無 を受職員の腰痛に対する素因の有無 を受職員の腰痛に対する素因の有無 を受職者 に対する素因の有無 を受難者 に対する素」のの表表のの表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表		職業病	被災職員の具体的な作業内容、
職業病であることの医師の意見書 発病までの健康状態及び病状経過等 被災職員の疾病に対する素因の有無 各種検査結果 腰痛関係調書 外力の作用と腰痛との因果関係 に関する素因の 有無 各種検査結果 被災職員の腰痛に対する素因の 有無 各種検査結果 被災職量、が変害性の場合のので病が、作業(の場合ののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので			作業量、作業環境、作業従事期
書 発病までの健康状態及び病状経過等 被災職員の疾病に対する素因の有無 各種検査結果 医痛関係調書 外力の作用と腰痛との因果関係に関する医見書 被災職員の腰痛に対する素因の有無 人名種検査結果 被災職員の具体的な作業内容、作業量、非災害性の場合のみ が の で の で の で の で の で の で の で の で の で の			
渡り で			
被災職員の疾病に対する素因の有無 各種検査結果			ー 発病までの健康状態及び病状経
有無 各種検査結果 腰痛関係調書 外力の作用と腰痛との因果関係に関する医師の意見書被災職員の腰痛に対する素因の有無 各種検査結果 被災職員の具体的な作業内容、作業量、作業環境、作業役事期間等のよび病状を過等(非災害性の場合のみ)発病までの健康状態及び病状経過等(非災害性の場合のみ) 発病前の勤務における過激又は異常と認められる詳細な生活状況(私生活を含む)発病前3ヶ月間の勤務状況(出張、休暇、欠勤、時間外勤務等)素因の有無のわかる書類被災当日の気象状況			過等
展稿関係調書 外力の作用と腰痛との因果関係 に関する医師の意見書 被災職員の腰痛に対する素因の 有無 各種検査結果 被災職員の具体的な作業内容、 作業量、作業環境、作業のみ) 発病までの健康状態及び病状経 過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は 異常と認められる詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ヶ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			被災職員の疾病に対する素因の
腰痛関係調書 外力の作用と腰痛との因果関係に関する医師の意見書被災職員の腰痛に対する素因の有無 各種検査結果 被災職員の具体的な作業内容、作業量、作業環境、作業従事期間等(非災害性の場合のみ)発病までの健康状態及び病状経過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は異常と認められる詳細な生活状況(私生活を含む)発病前3ヶ月間の勤務状況(出張、休暇、欠勤、時間外勤務等)素因の有無のわかる書類被災当日の気象状況			有無
腰痛関係調書外力の作用と腰痛との因果関係に関する医師の意見書被災職員の腰痛に対する素因の有無各種検査結果被災職員の具体的な作業内容、作業量、作業環境、作業従事期間等(非災害性の場合のみ)発病までの健康状態及び病状経過等(非災害性の場合のみ) 「職、心臓疾患を発病が多い。 「職を含む、の動務における過激又は異常と認められる詳細な生活状況(私生活を含む)発病前3ヶ月間の勤務状況(出張、休暇、欠勤、時間外勤務等)素因の有無のわかる書類被災当日の気象状況	姉		各種検査結果
に関する医師の意見書 被災職員の腰痛に対する素因の 有無 各種検査結果 被災職員の具体的な作業内容、 作業量、作業環境、作業従事期 間等(非災害性の場合のみ) 発病までの健康状態及び病状経 過等(非災害性の場合のみ) 発病前の勤務における過激又は 異常と認められる詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ヶ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況		腰痛	
被災職員の腰痛に対する素因の有無 各種検査結果 被災職員の具体的な作業内容、作業量、作業環境、作業従事期間等(非災害性の場合のみ) 発病までの健康状態及び病状経過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は 異常と認められる詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ヶ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
有無 各種検査結果 被災職員の具体的な作業内容、 作業量、作業環境、作業従事期 間等(非災害性の場合のみ) 発病までの健康状態及び病状経 過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は 異常と認められる詳細な記録 発病前3週間の詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ケ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
病 各種検査結果 被災職員の具体的な作業内容、作業量、作業環境、作業従事期間等(非災害性の場合のみ) 発病までの健康状態及び病状経過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は異常と認められる詳細な記録 発病前3週間の詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ヶ月間の勤務状況(出張、休暇、欠勤、時間外勤務等)素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
被災職員の具体的な作業内容、作業量、作業環境、作業従事期間等(非災害性の場合のみ)発病までの健康状態及び病状経過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は異常と認められる詳細な記録発病前3週間の詳細な生活状況(私生活を含む)発病前3ケ月間の勤務状況(出張、休暇、欠勤、時間外勤務等)素因の有無のわかる書類被災当日の気象状況			
作業量、作業環境、作業従事期間等(非災害性の場合のみ)発病までの健康状態及び病状経過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は異常と認められる詳細な記録発病前3週間の詳細な生活状況(私生活を含む)発病前3ケ月間の勤務状況(出張、休暇、欠勤、時間外勤務等)素因の有無のわかる書類被災当日の気象状況	内		- I-I/\
間等(非災害性の場合のみ) 発病までの健康状態及び病状経 過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は 異常と認められる詳細な記録 発病前3週間の詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ケ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
発病までの健康状態及び病状経過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は異常と認められる詳細な記録発病前3週間の詳細な生活状況(私生活を含む) 発病前3ケ月間の勤務状況(出張、休暇、欠勤、時間外勤務等)素因の有無のわかる書類被災当日の気象状況			
過等(非災害性の場合のみ) 脳、心臓疾患 発病前の勤務における過激又は 異常と認められる詳細な記録 発病前3週間の詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ケ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
異常と認められる詳細な記録 発病前3週間の詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ケ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
異常と認められる詳細な記録 発病前3週間の詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ケ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況		12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 1	※字前の勘数における過激▽け
発病前3週間の詳細な生活状況 (私生活を含む) 発病前3ケ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況		M 、心臓7大态	
(私生活を含む) 発病前3ヶ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
発病前3ヶ月間の勤務状況(出 張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
張、休暇、欠勤、時間外勤務等) 素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
素因の有無のわかる書類 被災当日の気象状況			
被災当日の気象状況			
嗜好(飲酒、喫煙量など)			
			嗜好(飲酒、喫煙量など)

			発病前の健康状況(既往病歴、 定期健康診断・成人病検査の記 録写等) 過激又は異常と認められる公務 と疾病との因果関係に関する医 師の意見書 各種検査結果
₹	Ø	他	公務と疾病との因果関係に関す る医師の意見書 状況に応じ所属部局の長の事情 説明書

備考 1 共通資料及び腰痛関係調書は地方公務員災害補償基金山口県支 部所定の様式による。

2 地公法とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)をいう。

4 通勤災害添付資料

共 通 資 料	追	加	資	米斗
1 診断書			・方法の場合	ПÇ
2 被災職員の勤務等に	本人の事情			
関する資料	出退勤時間	間が通常と顕	異なる場合	
3 見取図	異なる理由	1を証明する	5資料	
4 経路・位置図				
5 現認書・事実証明書				
6 通勤届写(第三者加				
害行為の場合)				
1 第三者加害報告書				
2 交通事故証明書				
3 事故発生状況報告書				
4 念書				
3、4については、補				
償先行する場合に添付				

5 添付資料に関する留意事項

添	付	資	料	留	意	事	項	

診	B	र्ग	書	様式によらない場合は、初診日、療養見込期間が記入してあること。 必ず原本を添付すること。 初診日が被災日と異なる場合は、その理由及 び初診に至るまでの経過等の申立書を添付す ること。
見	Ħ,	X	図	災害発生現場及び災害発生時の被災職員の体 位(自動車の場合はその位置等)をわかりや すく図解すること。
経	路位	立置	図	勤務公署外で災害が発生した場合は、当日の 行動予定を図示し勤務公署内であればその位 置を図解すること。
現	認事。第	尾証 明	書	事実証明の場合、報告を受けた上司等が、報 告の内容その後の対応、調査内容等について 記入すること。